

2 生畜第 9 9 5 号  
令和 2 年 8 月 3 1 日

全国肉牛事業協同組合 理事長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産企画課長

家畜の盗難被害に関する注意喚起等について

6 月頃から栃木県、群馬県等において、子牛や豚の窃盗事件が発生していますが、生産者が手塩にかけて育てた家畜の盗難は、単に経済的損失が生じるのみならず、生産者の営農意欲低下や家畜疾病の農場内への侵入及びまん延につながるおそれもあることから重大な問題と捉えております。

このため、地方農政局等を通じて都道府県に対し、別添の写しにより依頼していますのでお知らせします。